

幼児園入園のてびき

兼 重要事項説明書

幼稚園



本 巢 市

幼稚園（幼稚園）について

1. 幼稚園とは

幼稚園と保育園の一体化施設です。

3歳児未満 . . . 保育園
3歳児 }
4歳児 } . . . 基本的に幼稚園形態
5歳児 }

2. 幼稚園とは

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする、学校教育法に基づく教育施設です。

3. 所在・入園区域・教育目標

根尾幼稚園

所 在： 本巢市根尾高尾775番地1（Tel0581-38-8037）
入園区域： 根尾地域の全域
教育目標： 健康でたくましい心と体の育成

神海幼稚園

所 在： 本巢市神海459番地1（Tel0581-32-5021）
入園区域： 日当、金原、佐原、神海、木知原、木倉、川内
教育目標： 健康でたくましい心と体の育成

本巢幼稚園

所 在： 本巢市曾井中島1429番地2（Tel0581-34-5011）
入園区域： 東川原、辻屋、中島、法林寺、西之門、中谷、武備、宝珠、
上新町、新町、南当門団地、宝珠ハイツ、文殊団地、徳山団地、
山口、向道、西川原、川西、向野住宅、南原ハイツ、
雇用促進住宅
教育目標： 心豊かにたくましく生きる子の育成

糸貫東幼稚園

所 在： 本巢市石原39番地1（Tel058-323-6622）
入園区域： 上保、春近、仏生寺、郡府、石原、北野、三橋
教育目標： 健康で明るく美しい心の子の育成

糸貫西幼稚園

所 在： 本巢市見延698番地（Tel058-322-0015）
入園区域： 石神、上高屋、長屋、見延、数屋、有里、随原、屋井、七五三、
早野
教育目標： 健康で明るく美しい心の子の育成

真正幼稚園

所 在： 本巢市下真桑443番地2 (Tel058-324-8323)
入園区域： 本郷、西町、北町、旦内北、旦内南、岐阜高専宿舎、緑町、東町、南町、大門、神明、住吉、曲り田
教育目標： 健康で心豊かなたくましい子の育成

真桑幼稚園

所 在： 本巢市下真桑178番地1 (Tel058-323-0524)
入園区域： ハツ又、プログレス真正、西軽海、軽海、十四条、管大臣、宗慶、サンハイツ小柿、田中ガーデン、小柿
教育目標： 健康で心豊かなたくましい子の育成

弾正幼稚園

所 在： 本巢市政田2206番地 (Tel058-324-5518)
入園区域： 東村、政田更屋敷、清水、国領、竹後、溝口、下福島、温井、浅木、あさぎ苑、浅木北町、海老、天神前住宅、真正団地
教育目標： 健康で心豊かなたくましい子の育成

4. 対象年齢

3歳～5歳児

5. 休業日

夏季休業日 7月21日 ～ 8月31日
冬季休業日 12月27日 ～ 1月 7日
学年末始休 3月27日 ～ 4月 5日 (小中学校入学式の開催
日調整により変更有)

*①

国民の祝日に関する法律に規定する休日

日曜日及び土曜日 *②

*① 長期休業日については、預かり保育及び在園児一時預かり保育にて対応します。

*② 土曜日保育については、預かり保育にて対応します。

6. 定員及びクラス編成

1クラス30人定員 (ただし、4～5歳児については欠員補充のみ)

※根尾幼稚園については、1クラス19人定員 (年少・年中混合クラス)

園名	定員 (人)
根尾幼稚園	38
神海幼稚園	90
本巢幼稚園	210
糸貫東幼稚園	210
糸貫西幼稚園	210
真正幼稚園	210
真桑幼稚園	180
弾正幼稚園	180

7. 保育時間

平日 9:00 ~ 14:00 (1日5時間保育)

8. 園での生活の流れ

時間	保育内容
9:00~	順次登園・健康視診・なかよし遊び
10:15~	片づけ・全園の活動・クラス活動
11:40~	給食準備
12:00~	給食・給食の片づけ
13:00~	クラス活動
13:30~	絵本・お話・クラスの会・降園準備
14:00	降園

※上記については、園での生活の概略を示しています。詳しくは園にお尋ねください。

(預かり保育利用児童については、9時以前と14時以降に預かり保育があります)

9. 保育料

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、通常保育料は0円です。

(預かり保育料については、8ページをご覧ください。)

10. 令和5年度 幼稚園保育料(預かり保育)納期限一覧表

保育料の納付は、口座振替にてお願いします。(各納期限前には、必ず口座残高を確認してください。)

振替日は、当該保育月の翌月10日です(3月分についてのみ、当月の末日を納期限とします。)が、その日が金融機関休業日(土・日・祝祭日)にあたる場合は、その翌営業日となります。

保育月	納期限(口座振替日)	保育月	納期限(口座振替日)
4月	令和5年 5月10日	10月	令和5年11月10日
5月	令和5年 6月12日	11月	令和5年12月11日
6月	令和5年 7月10日	12月	令和6年 1月10日
7月	令和5年 8月10日	1月	令和6年 2月12日
8月	令和5年 9月11日	2月	令和6年 3月11日
9月	令和5年10月10日	3月	令和6年 3月29日

【保育料(給食費)口座振替取扱金融機関】

- ・大垣西濃信用金庫
- ・岐阜信用金庫
- ・大垣共立銀行
- ・十六銀行
- ・岐阜商工信用組合
- ・ゆうちょ銀行
- ・ぎふ農業協同組合
- ・三菱UFJ銀行

「口座振替依頼書」を振替を希望される金融機関へ提出してください。

●平日

7:30	9:00	14:00	19:00
預かり保育 (早朝) 30分毎に 300円	通常保育 (夏季預かり保育を除く) 無料 8月分を除く (11ヶ月分)		預かり保育 (薄暮) 30分毎に 300円

●土曜日 (根尾幼稚園・本巣幼稚園・糸貫西幼稚園・真桑幼稚園にて実施します。)

7:30	17:00
土曜日預かり保育 30分毎に300円	

●夏季休業日 (夏休み) の預かり保育

7:30	19:00
夏季休業日の預かり保育 (平日) 30分毎に300円	

7:30	17:00
夏季休業日の預かり保育 (土曜日) 30分毎に300円	

注1) 金額については、月額です。

注2) 預かり保育の実施時間単位は、30分毎とします。

●冬季休業日 (冬休み)、学年末始休 (春休み) の在園児一時預かり保育

7:30	19:00
冬季、学年末始休 1日 500円	

※ この表における預かり保育料の金額については、第4階層 (市町村民税所得割額が48,601円以上の世帯) の金額を表記しています。

1.1. 預かり保育

幼稚園の預かり保育を希望できる園児は、その世帯全員が次のいずれかの事情にある場合です。ただし、家庭内の高齢者（65歳以上の者）は保育にあたることができないと判断します。

- ① 1月において、60時間以上労働することを常態としている場合。
*日雇い、出稼ぎ、行商などに従事、又は会社などに勤務している場合。
*日常の家事以外の家庭内労働に従事している場合。
- ② 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。
（出産予定月の前後各2ヶ月間とします。ただし、産後の経過により延長できる場合もあります。）
- ③ 病気にかかり、若しくは負傷し、又は心身に障害があるためその園児の保育ができない場合。
- ④ 同居の親族を常時介護又は看護している場合。
- ⑤ 火災、風水害、地震などの不幸があり、その家を失ったり破損したため、その復旧の間はその保育ができない場合。（災害救助法の定義により床上以上半壊までについては6ヶ月、全壊については1ヶ年とします。）
- ⑥ 保護者が継続的に求職活動をしているため、その園児の保育ができない場合。（期間は2ヶ月とします。）
- ⑦ 就学又は職業訓練を受けている場合。
- ⑧ 児童虐待や配偶者からの暴力のおそれがあり、その園児の保育ができない場合。
- ⑨ 上記に類するものとして市長が認める事由に該当する場合。

***実施年度が1年度ごとのため、毎年度、申し込みが必要です。**

*年度当初（4月から実施）の申し込みに関り2月末日までに申請書の提出が必要です。

*年度途中から預かり保育の実施を希望される場合は、希望する月の前月の10日までに、預かり保育申込書、子育てのための施設等利用給付認定申請書及び保護者の保育にあたることができないことがわかる証明等（詳細は次ページ）の提出が必要です。

*預かり保育を利用されなくなった場合や利用時間を変更される場合は、必ず申込書又は実施解除届を幼稚園へ希望月の前月の10日までに提出いただきますようお願いいたします。

*申し込みをされた期間中で預かり保育を利用されなかった場合や、申し込みをされた時間より早く保育が終了しても、申し込みをされた期間・時間分の預かり保育料をいただきます。

1.2. 土曜日預かり保育について

土曜日（夏季土曜日）預かり保育については、地域にて1園を開所し実施いたします。通園バスの運行はありませんので、保護者による送迎をお願いいたします。

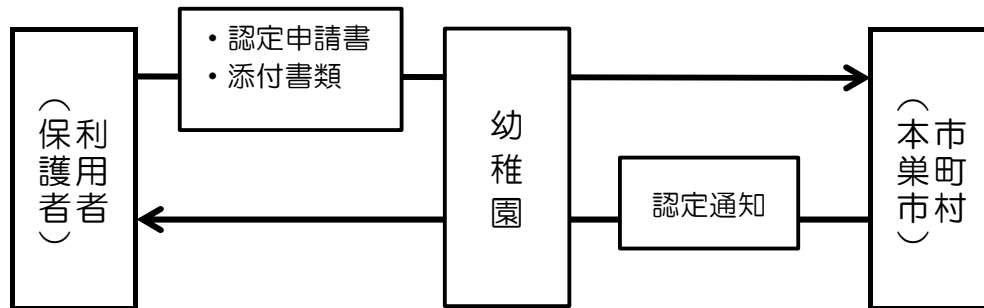
土曜日預かり保育実施園	対象園児	開所時間
根尾幼稚園	根尾幼稚園の園児	7:30~17:00
本巣幼稚園	本巣幼稚園・神海幼稚園の園児	
糸貫西幼稚園	糸貫西幼稚園・糸貫東幼稚園の園児	
真桑幼稚園	真桑幼稚園・弾正幼稚園・真正幼稚園の園児	

13. 子育てのための施設等利用給付認定申請書について

- ① 預かり保育、夏季預かり保育及び在園時一時預かり（預かり保育等）を利用する場合、預かり保育等の合計月額のうち、11,300円までの範囲で預かり保育料が無料となります。
- ② 無料の対象となるためには、市より「保育の必要性の認定」を受ける必要があります、そのためには「子育てのための施設等利用給付認定申請書」に必要書類を添付し、提出しなければなりません。

※既に受けている「保育の必要性の認定」の理由に変更が生じたときは、その都度、子育てのための施設等利用給付認定申請書を提出し、改めて認定を受ける必要がありますので、ご注意ください。

< 手続の流れ（入園決定後） >



- ・施設等利用給付認定申請書、申請書に伴う添付書類を提出してください。
※必要書類については、通園先の幼稚園又は幼児教育課に請求してください。

< 添付書類一覧 >

①居宅外で就労している場合（予定を含む）	就労（予定）証明書
自営（自宅外自営、親族経営等の自営も含む）	
の場合	
下記②～⑥に該当する方は、必要書類とあわせて「保育の実施申立書」を提出してください。	
②出産前後の場合（出産予定月を含む前後4ヶ月）	母子健康手帳の写し（保護者の氏名と出産予定日が記載されているページ）
③病気にかかり、若しくは負傷し、又は心身に障害があるためその園児の保育ができない場合	診断書（障害による手帳等の交付を受けている方は手帳の写しでも可）
④同居の親族を常時介護又は看護している場合	介護又は看護される方の診断書
⑤求職活動中の場合	ハローワークカードの写し
⑥就学または職業訓練を受けている場合	在学証明書、学生証又は受講者証等 及び
	教育課程、受講課程の写し

預かり保育料基準額表

階層区分 時間	市町村民税が 非課税又は生活保 護法（昭和25年 法律第144号） の規定による保護 を受けている世帯	市町村民税 均等割額のみ 課税されている 世帯	市町村民税 所得割額が 48,600円以下 の世帯	市町村民税 所得割額が 48,601円以上 の世帯
早朝保育 7:30~9:00	(月額) 0円			(月額) 300円/30分
午後(薄暮)保育 14:00~19:00				
土曜日 7:30~17:00				
夏季預かり保育 (夏休み期間) (平日) 7:30~19:00 (土曜日) 7:30~17:00				
在園児一時預かり (冬・春休み期間) (平日) 7:30~19:00 (土曜日) 7:30~17:00	(日額) 0円			(日額) 500円

上の表の階層区分は、市町村民税の額をもって決定いたします。

市町村民税は、毎年6月に決定されるため、直近の所得状況を反映させる観点から、年度の途中において階層区分の変更（見直し）を実施します。

4月から8月分の階層区分 前年度分の市町村民税額にて決定します。

9月から3月分の階層区分 当年度分の市町村民税額にて決定します。

（前年及び当年の1月1日現在に本巣市に住民登録の無かった方については、所得課税証明書又は前住所地市町村より通知を受けた市町村民税の課税通知書の写しを提出願います。）

《備考》

- ①同一世帯において、幼稚園年少から小学校3年生までの範囲において、幼稚園に通う第2子目以降の児童に係る預かり保育料は、0円とする。
- ②同一世帯で児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。）を3人以上養育している場合には、当該児童のうち、その出生の最も早い者から順次に数えて第3番目以降の保育の実施をされている児童に係る預かり保育料は、0円とする。
- ③①及び②に関わらず預かり保育料及び在園児一時預かり保育料の合算額が、1ヵ月につき上限11,300円の範囲内であれば0円とする。

（注）10円未満の端数は切り捨てる。

14. 保育料とは別に必要となる料金

○給食費基準額表（令和3年度現在）

区分	月額
市町村民税が非課税及び生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯	0円
市町村民税均等割額のみ課税されている世帯	1,900円
市町村民税所得割額が48,600円以下の世帯	2,530円
上記以外の世帯	3,800円

※児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を2人養育している場合は、2人目の園児の給食費は上表の1/2、3人以上養育している場合は、3人目以降の園児の給食費は全額軽減となります。

3歳～5歳児の夏季預かり保育を利用しない園児の給食費については、11ヶ月分とします。夏季預かり保育も給食はあります。

【3歳児以上の副食費の免除について】

年収360万円未満相当世帯の子ども（市町村民税所得割合算額が77,101円未満）の世帯は、給食費のうち、副食に係る費用の徴収が免除されます。

対象となる方には、個別に通知いたします。また、副食費の徴収免除対象者の判定について、市町村民税は毎年6月に決定されることから、直近の所得状況を反映させるため、年度の途中において見直しを行います。なお、免除期間については、次の通りです。

4月から8月分まで：前年度分の市町村民税額にて決定します。

9月から3月分まで：当年度分の市町村民税額にて決定します。

○交通安全協力費

通園バスをご利用の場合、交通安全協力費として月額500円を負担いただきます。

【早朝】 預かり（早朝）保育を希望しない児童

【午後】 預かり（午後）保育を希望しない児童

ただし、16時のバス運行はいたします。

夏季預かり保育時については、9時及び16時のバス運行とします。

利用希望の方は「通園バス申込書」を園へ提出していただきます。利用を取りやめる場合は、必ず事前に園へ届け出てください。

○災害共済保険加入金

園児は全員、独立行政法人日本スポーツ振興センターの「災害共済給付保険」に加入していただきます。この制度は、園において園児が不慮の事故などで負傷したときに災害給付金を給付する制度です。

加入に伴う掛金については、園児1名につき年額285円（市負担額75円・**保護者負担額210円**）です。（日本スポーツ振興センター規則の改正により額の改定が行われる場合があります。）

○保育用品代

園での生活に必要なスモックやカラー帽子を準備していただく必要があります。詳細は各園ごとに入園説明会でお知らせいたします。

(スモック2,700円程度、カラー帽子800円程度、体操服2,000円程度、体操ズボン1,500円程度、出席ノートなど1,500円程度)

その他必要な用品などがある場合は、園よりお知らせいたします。

15. 職員配置

園には、園長、副園長、教諭、養護教諭、用務員、通園バス運転手及び通園バス添乗員がいます。

教諭は1学級あたり1名以上配置しています。

また、園ごとに、学校医（内科・眼科・耳鼻科）、学校歯科医及び学校薬剤師を各1名委嘱しています。

16. 職員の職務内容について

職員の職務内容は次のとおりです。

- ① 園長
幼稚園の業務を掌理するとともに、職員を指揮監督し、庶務及び会計事務に従事する。
- ② 副園長
園長を補佐し入園児童の幼稚園教育に従事する。
- ③ 教諭
入園児童の幼稚園教育に従事する。
- ④ 養護教諭
入園児童の保健衛生業務に従事する。
- ⑤ 嘱託医
入園児童の健康管理業務に従事する。
- ⑥ 用務員
園長、副園長及び教諭の業務の補助及び給食に関する業務に従事する。
- ⑦ 通園バス運転手
通園バスの運転業務に従事する。
- ⑧ 通園バス添乗員
通園バスの添乗業務に従事する。

17. 非常災害対策について

幼稚園では次のとおり非常災害に備えています。

- ① 消火設備、避難設備及び警報設備について、常に使用できるように整備しています。
- ② 防災設備、火気取扱場所等の定期的な点検を行っています。
- ③ 命を守る訓練を、月に1回以上行っています。
- ④ 非常災害に対処するための体制を整えています。
- ⑤ 各室ごとに火気取扱責任者を定めています。

18. 緊急時の対応について

保育中のお子さんの体調の急変などの緊急時には、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行いますので、入園決定後、園に提出していただく児童調査票には必ず複数の緊急連絡先及びかかりつけ医のご記入をお願いします。

19. 虐待の防止のために

幼稚園は、お子さんの人権の擁護及び虐待の防止のため、責任者を設置するなどの必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、虐待防止のための研修を実施するなど、職員の意識向上に努めています。

20. 定員を超えた場合について

新年度の入園希望者が定員を上回った場合は、次の号に掲げる者以外、希望者全員の公開抽選により、入園者を決定します。

- ① 応募児の入園時において、兄弟が現に在園している場合にあっては、抽選を必要としません。
- ② 抽選は、定員を超える者についても番号（以下「補欠番号」という。）を付して実施し、入園決定者のうちから入園辞退があった場合、この補欠番号の若い順に入園者を決定します。

21. 入園受付当日に必要な書類

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書
（既に認定を受けている場合については、支給認定証）
※教育・保育給付認定については、次ページをご確認ください。
- ② 幼稚園入園申込書兼児童台帳
- ③ 世帯全員分のマイナンバーカード又は通知カード（記載の住所、氏名が住民票と一致するもの）
- ④ 運転免許証などの本人確認書類

22. 途中入園の申し込みについて

5月1日以降の途中入園を希望される場合は、入園希望月の前月の1日（市役所閉庁日の場合は、翌開庁日）から15日（市役所閉庁日の場合は、前開庁日）まで入園申し込みの受付を行います。

入園は原則として、月の初日からとなります。

23. 途中退園をする場合

転居などで途中退園をする場合は、必ず「退園届」を提出してください。

24. お問い合わせ先

本巣市役所（真正分庁舎）教育委員会 幼児教育課 幼児教育係
〒501-0494 本巣市下真桑1000番地
TEL (058) 323-7753 FAX (058) 322-2130

◎ 教育・保育給付認定申請について

施設を利用する（給付を受ける）には、本巢市に支給認定申請書を提出し、「教育・保育給付認定」（保育の必要性や必要量の認定）を受ける必要があります。

<教育・保育給付認定の区分>

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる施設・事業
3歳以上	なし	1号認定（教育標準時間）	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定（保育標準時間） 2号認定（保育短時間）	保育園 認定こども園
3歳未満	なし	認定対象外	—
	あり	3号認定（保育標準時間） 3号認定（保育短時間）	保育園 認定こども園 地域型保育事業

◎ 1号認定（教育標準時間認定）

3歳以上のお子さんで、幼稚園（幼稚園）5時間保育の利用に対応します。
（通常保育時間：9時から14時）

<教育・保育給付認定（有効）期間>

年齢	認定期間
3歳以上	3年（小学校就学前まで）を基本期間とします。
3歳未満	満3歳に達する日の前日までの期間とします。

※1号（幼稚園）の認定を受けた場合であっても、このたびきにある預かり保育実施基準に該当される場合は、通常保育時間を超え、預かり保育を利用することが可能です。
（市立幼稚園、保育園ともに園の開所時間は、7時30分から19時となっています。）

保育時間のイメージ

